

インドネシア家族法に関する若干の考察（1）

大村 芳 昭

- I はじめに
- II インドネシアについて
- III 1974年婚姻法と宗際婚の有効性について
- IV 1974年婚姻法における複婚及び単意離婚について
- V 複婚及び離婚に関する公務員の特例について
- VI 宗教裁判所について
- VII 結びに代えて

I はじめに

筆者はかつて、「人際家族法研究序説」⁽¹⁾と題する拙稿において、一国内で民族や宗教などにより適用される法が異なる人的不統一法を抱える国々における家族法の状況について、当時入手し得た限りの資料の範囲で検討を行った。その中で、インドネシアについても混合婚の有効性について若干の分析を行い、議論が決着したとは言い難い点を指摘した⁽²⁾。

上記論文の公表から20年以上を経過した今、人際家族法に関するその後の展開を踏まえてさらなる研究を進めるべきであるとの認識を深くしているところであるが、特にインドネシアについては、同国内の様々な要因が重なって依然として複雑な様相を呈しているようであり、家族法の観点からも抵触法の観点からも、さらなる検討が必要であるように思われる。そ

ここで、人際家族法研究の第二段階の手始めとして、同国の人際家族法及び関連する分野につき改めて若干の考察を試みたい。

II インドネシアについて

ここで、本稿への導入に代えてインドネシアに関する若干の確認をしておきたい。インドネシアは、赤道を中心に広がるマレー諸島の大部分を占める世界最大の群島国家であり⁽³⁾、面積や人口において東南アジアでの存在感はずば抜けて高い⁽⁴⁾。その住民は数百もの民族集団に分かれ、互いに言語、宗教、社会構造、生活様式を異にする⁽⁵⁾など、非常に複雑な様相を呈している。加えて、世代や信条などの違いも加わって国内には様々な対立要因が存在し、そのことが法の統一の障害となっている点は見逃せない⁽⁶⁾。

インドネシアの歴史は①ヒンドゥー・ジャワ王国の興亡期、②イスラム王国の成立からオランダによる植民地支配がインドネシア全土に及ぶまでの時期、③インドネシア民族運動の開始から独立宣言まで（20世紀前半まで）の時期、④インドネシア独立から今日までの時期、の4つに大別できるとされる⁽⁷⁾が、上記②の末期から③にかけてオランダが採用した倫理政策と呼ばれる植民地政策を通じて、住民の中にはオランダ領東インドという広大な領土をインドネシアという一体的な領域としてとらえなおし、オランダ領東インドを支配している植民地的秩序を解体して、同じ領域に人民の意思に基づく新しい独立国家を樹立しようとする自覚が芽生えて行ったという。また、第二次世界大戦中の日本軍政期に行われた各種施策（大衆運動やイスラム教徒の組織化など）も、そのような自覚を高める結果となり、インドネシアの独立につながった⁽⁸⁾。

このようにして誕生した新国家インドネシアにおいては、1945年6月1日のスカルノ大統領（当時）の演説で示された⁽⁹⁾ 建国五原則とも呼ばれるパンチャ・シラ（唯一神への信仰、人道主義、インドネシアの統一、民主

義、社会正義）が憲法⁽¹⁰⁾ 前文に掲げられ、国家建設の指導理念とされた（インドネシア国旗に描かれた5つのエンブレムもパンチャ・シラを表現している）。その最初に掲げられた唯一神への信仰については、憲法第29条2項が国民に信仰の自由を保障していることもあり、いかなる宗教にも国教などの特別な地位は与えられていない。ただ、住民の9割ほどが信仰するイスラム教の影響力には大きなものがあり、それはインドネシアの法制度にも影を落としている。具体的には、家族法の分野を中心に、シャリーア（イスラム法）に関わる法令が制定されている⁽¹¹⁾ のに加えて、裁判官が審理の際に参照するハンドブックとしての「イスラム法集成」⁽¹²⁾ が存在し、他方で司法制度においても、通常の裁判所とは別にイスラム教徒を対象とする宗教裁判所が併存している⁽¹³⁾。法の下での平等を定める憲法第27条との関係で、このような状況をどう理解すべきなのか、さらなる検討が必要であるように思われる。

Ⅲ 1974年婚姻法と宗際婚の有効性について

1974年婚姻法については、すでに若干の紹介と検討を公表した⁽¹⁴⁾ ところであるが、同法の結語規定では、19世紀に制定され、混合婚（宗教などを異にする者の間での婚姻）を承認していた混合婚規則を「本法にすでに規定されている限りは失効する」と規定しており（66条）⁽¹⁵⁾、もはや同規則の適用は認められないものとする解釈が支配的なようである。

ここで、かつて拙稿で一言だけ紹介した⁽¹⁶⁾ インドネシア最高裁の判例⁽¹⁷⁾ について紹介したい⁽¹⁸⁾。本判例は、1980年代の宗際婚事例の中で最も著名なものの一つであり、現在でもその重要性が強調されている⁽¹⁹⁾ ものである。やや古いものではあるが、その後宗際婚に関する法令の状況に根本的な変更が加えられていない以上、現在でも存在意義、そして検討する価値が十分にあるものと筆者は考える。

本件の事案はおおよそ以下の通りである。イスラム教徒の女性 Andy

Vony とキリスト教徒（プロテスタント）の男性 Adrianus は、婚姻を挙行するため、KUA（宗教事務所）⁽²⁰⁾ 及び KCS（民事登録事務所）⁽²¹⁾ に申請を行ったが、KUA は新郎がイスラム教徒でないことを理由に、KCS は新婦がイスラム教徒であり新郎がキリスト教徒であることを理由に、それぞれ申請を却下した⁽²²⁾。そこで二人は、第一審裁判所に両事務所の判断を覆し、KCS での婚姻挙行を許可することを求めて提訴した。しかし一審判決は、以下の理由により原告の訴えを棄却した。第一に、1974年婚姻法が宗教を異にする者の間の婚姻を規定して（認めて）いない。第二に、両事務所の判断は現に実施されていた法令に照らして誤りであるとは言えない⁽²³⁾。そして第三に、1974年婚姻法及び付属法令の下では宗際婚を挙行することに支障がある。

これに対して Andy Vony は最高裁へ上訴し、次のように主張した。婚姻法は宗際婚を明確に禁止してはならず、一審判決は法的根拠が不十分である。また、宗教を異にするとはいえ、Adrianus との婚姻意思は相互の愛情に基づく正当なものであり、双方の両親からも支持されている。

これを受けた最高裁は結局、以下の理由により上訴を認容する判決を下した。第一に、二人が宗教の違いを超えて深く愛し合っており、二人の両親も婚姻に反対していない。第二に、1974年婚姻法は宗際婚について規定していないが、憲法、特に第27条によればすべての市民は宗教の異動に関わらず等しく婚姻する権利を有すると解すべき点に照らすと、宗際婚を禁止することは認められない。そして第三に、混合婚規則がもはや宗際婚事案の判断に適用できない点を考慮すると、法の空白が生じており、宗際婚については明確な判断ができない状況であるが、宗際婚は社会で通常生じている点を考慮すると、宗際婚は可能であると解すべきであり、その手続は KCS で行うべきである。

この判決に対しては、特にその法的根拠に関する批判⁽²⁴⁾ も見受けられる。確かに、婚姻法第2条が「それぞれの宗教および信仰の法にしたがって締結された場合に、有効である」⁽²⁵⁾ と定めていることからすると、宗教

を異にする者が婚姻するには両方の宗教の法に従う必要があり、そのためには両方の宗教が異教徒との婚姻を容認することが必要であって、第一審裁判所が判断の前提としたイスラム教及びキリスト教の教義（相手の宗教が一定の範囲を外れた場合には婚姻が認められなくなることを）を婚姻法上の規律としてそのまま受け入れる限りにおいては、本件婚姻の成立を認めることはできないであろう。本判決も、その次元で異なる見解を持ち出しているわけではなさそうである。

ただし本判決は、本件婚姻を承認するための法的根拠として、憲法第27条を持ち出している。混合婚規則がもはや無効で適用できず、婚姻法も宗際婚について規定していないとすれば、本件婚姻の成立を認めるべき法的根拠は存在せず、ゆえに婚姻の成立は認められない⁽²⁶⁾、との結論が容易に想像できるであろうし、そのような状況の打開は本来、立法府の職責とすべきところであるが、本判決はそのような「法の空白」を放置することが憲法第27条の観点から許されないとし、あえて司法判断として本件婚姻の有効性を承認した。ということは、本判決は婚姻法の適用範囲を、宗教を同じくする者どうしの婚姻に限定した、と受け止める余地もあろう⁽²⁷⁾。あるいは、宗際婚の禁止のような憲法に抵触する部分のみその適用を実質的に制限することを条件として婚姻法を適用する、という解釈の余地もあるということであろうか。

しかし考えてみれば、この問題は単なる法解釈の問題ではないように思われる⁽²⁸⁾。憲法に示された「法の下での平等」は、インドネシアにとって国家のよって立つ基本理念（パンチャ・シラ）の五原則の一つであり、すべての法制度はその理念に沿って整備されるべきものである。その一方で、社会を安定的に維持・発展させるため、国民の大多数を支配するイスラム教の影響力を重視し、イスラム法の規律を法制度としても尊重することもこれまた重要である。ただ、国家としての理想の実現を最優先とするのであれば、宗教規範の尊重といえども、あくまで憲法的制約の範囲にとどめるべきであろう。このことを単純化してしまえば、「国家法理念が宗

教法に優先する」ということになるのかもしれない⁽²⁹⁾。しかし筆者としては、これはあくまで究極の選択を迫られた場合のやむを得ざる結論であると考えたい。宗教的背景を色濃く有する社会を国家がその理念（国際的にも承認されている、その限りで普遍的なそれ）に従って導こうとするとき、まずは宗教社会の内部での様々な動きに配慮⁽³⁰⁾しつつも、その中から国家の法理念により適合するものを強化し、国家法とのよりスムーズな接続を試みるのは自然な流れではないだろうか。ややもすれば、イスラム法は西洋法に比べて遅れた法という偏ったイメージで語られがちであるが、イスラム法にはイスラム法独自の歴史的背景や立法事実が存在しているのであって、それらを踏まえて具体的な制度⁽³¹⁾ごとに考えてみると、必ずしも「進んでいる」か「遅れているか」で割り切れるものではないことが理解できるはずである。インドネシアにおいても、婚姻法やイスラム法集成において、特定のイスラム法学派の議論を前提としない柔軟な姿勢が立法に反映されており、このようなイスラム法内部での改革の動きが憲法とうまく接続してパンチャ・シラの推進となって結実していくのが、インドネシアとして最も好ましい方向性なのではないだろうか。

IV 1974年婚姻法における複婚及び単意離婚について

1974年婚姻法は、特定の宗教に優越的地位を認めていない憲法との整合性に配慮してか、特定の宗教法上の制度について明示的には言及していない。しかし、その規定を見ていくと、実質的には国内最大の宗教勢力であるイスラムの家族法を念頭に置いた制度を認めている。具体的には、複婚（一夫多妻制）と単意離婚（タラーク離婚）である。

複婚については、第3条が一夫一婦制を原則とすることを明示した上で、男性に限って複婚（2人目以上⁽³²⁾の妻を迎えること）をするための許可を裁判所から得ることができる旨を規定する⁽³³⁾。これは明らかにイスラム法上の一夫多妻制を家族法上の制度として受け入れることを意味す

る。ただし、イスラム法学上の様々な議論やイスラム諸国の立法例との比較で考えても、1974年婚姻法は一夫多妻制をかなり抑制的に採用している。言い換えれば、一夫多妻を認めるが、それにいくつもの条件をつけている⁽³⁴⁾。具体的には、夫がその居住地域の裁判所の許可を得ること(3条2項)、裁判所は①妻が妻としての義務を遂行できない場合、②妻が治癒不能な身体的障害や疾病を負った、③妻が子孫を出産できない、というような場合に許可を与えること(4条)、妻(たち)からの同意があること(5条1項a。ただし同条2項で例外が認められる場合がある)⁽³⁵⁾、夫が妻たち及びその子たちの生活上の必要物を保証する能力を有する確実性があること(5条1項b)、夫が妻たち及びその子たちに対して公平に行動するという保証があること(5条1項c)が求められる。いずれの条件も従来のイスラム法上の議論を大幅に逸脱するものではないが、これだけの条件を並べたことは、1974年婚姻法が複婚に対して相当程度抑制的な態度をとっていることの現れであるように思われるし、イスラム法以外の国内法規範とのバランスや、インドネシア法全体としての均衡を考慮したものと言えるように思われる。さらに、その運用次第では、実質的に複婚を廃止とまではいかなくても休眠状態に至らせる可能性を秘めているとも言い得るように思われる。

他方、離婚については、38条が婚姻解消の理由としてa.死亡、b.離婚、c.裁判所判決の3つを挙げているが、古典的なイスラム法上の離婚形態(単意離婚、協議離婚、裁判離婚に相当するものがそれぞれ認められてきた)や39条の文言との整合性をも考慮して考えると、b.の離婚がイスラム法特有のタラーク離婚を意味するものであると解される⁽³⁶⁾。タラーク離婚の成立要件については、従来のイスラム法学各派や各国の立法上、様々な立場が取られてきており、そのバリエーションは実に多様であるが、1974年婚姻法はそれらの中でも相当程度タラーク離婚に抑制的な立法であると言えるように思われる。なぜなら、39条1項は、タラーク離婚の成立のために裁判所における当事者双方の和解への努力を要求し、それが成功しな

った場合に法廷でのみ離婚を成立させることを認めているからである。さらに39条2項は、離婚成立のためには夫婦が夫婦として円満に暮らすことができないという十分が事由が必要だとする。これは40条の離婚訴訟に関する規定ではなく39条の離婚（タラク）に関する規定の一部であることに大きな意義がある。つまり、単意離婚であるタラクを行うに際しても、一定の離婚原因がなければならないということを意味することになるのである。この点は、1974年婚姻法の規定からでは詳らかでないが、1974年婚姻法の施行に関する政令14条～19条⁽³⁷⁾には明確に規定されており、夫による一方的な宣言による離婚というタラクの本質は残したまま、実質的には夫による離婚の濫用を防ぐ仕組みを整えているのであって⁽³⁸⁾、タラク離婚の裁判離婚への接近と評することもできるように思われる。

V 複婚及び離婚に関する公務員の特例について

1974年婚姻法の制定過程において、複婚の制限や離婚制度改革、イスラム裁判所の管轄権の剥奪などについてイスラム組織からの猛烈な抵抗があり、政府側が妥協して実際の法律となったことは知られているところであるが⁽³⁹⁾、その後1983年に、文民公務員の婚姻離婚許可に関するインドネシア共和国政令10号⁽⁴⁰⁾が制定され、1990年に改正されている。1983年政令の解説では、「婚人は、1人の男性が1人の女性と夫婦として唯一神信仰に基づいた幸福で永続的な家庭を形成する目的での心身の結びつきである」とした上で、1974年婚姻法が一夫一婦原則に立ち、ごく例外的な場合にのみ男性の複婚が認められること、離婚はやむをえざる場合にのみなされうること、妻の権利と地位は夫のそれと同等であることが述べられた後、特に文民公務員について、「社会にとっては品性、行状および現行法規の遵守においてよき模範とならなければなら」ず、また「文民公務員が目下の者や社会に示さなければならない範例や模範に相応して、文民公務員に対して高い規律規定が課される」として、その具体的な現れとして、

次のような一般国民には課されない制約を文民公務員に課している。

① 婚姻した場合、1年以内に官僚（幹部職員など）に文書で報告する義務がある（2条）。

② 離婚しようとする場合、事前に官僚から許可または証明書を得る義務がある（3条1項）。そのための申請書には離婚申請の根拠となる十分な事由を記載せねばならず（3条3項）、その事由が説得力に欠けるときは官僚は関係者に追加説明を求めなければならず（6条2項）、また官僚は決定を下す前に夫婦を呼び出し和解させる努力を行い（6条3項）、そして法規や本政令により定められた事由に基づくなら離婚の許可が官僚により与えられる（7条1項）ものとされている。さらに、一般的な離婚原因としては認められている妻の身体的障害または疾病が、この場合には離婚事由としては認められない（7条2項）⁽⁴¹⁾。

③ 複婚しようとする男性文民公務員は、事前に官僚から許可を得る義務がある（4条1項）。そのための申請書には複婚申請の根拠となる十分な事由を記載せねばならず（4条4項）、その事由が説得力に欠けるときは官僚は関係者に追加説明を求めなければならず（9条2項）、また官僚は決定を下す前に助言を与えるためその文民公務員またはその妻も共に呼び出し（9条3項）、そして本政令10条の定める条件⁽⁴²⁾を満たすときは複婚の許可が官僚により与えられる（10条1項）ものとされている。

全体的に見ると、文民公務員の特殊性に鑑みて、婚姻や離婚の要件について1974年婚姻法で踏み込めなかったところまで本政令では踏み込んでいえると言えそうである。本来このような規律は1974年婚姻法の改正によって行われるべきものであり、法律で定められた事項に対する例外を政令が認めることは法秩序上問題である⁽⁴³⁾が、議会におけるイスラム勢力の反発を回避するために敢えて政令の形で制定した、というところであろうか。あるいは、規律を重んずる公務員の間でまずはイスラム法の実質的な改革を先行実施し、その波及的効果により一般国民の間でも改革を進めていこうという趣旨であろうか。いずれにせよ、少なくとも潜在的には、本政令

が部分的に1974年婚姻法の趣旨に反しておりその限りで無効とされる懸念すらないとは言い切れないように思われる。

VI 宗教裁判所について

法の運用を考える上では、法を具体的な事例に適用する司法機関のあり方も重要な問題となる。インドネシアでは、オランダ統治時代の1882年にジャワとマドゥラにイスラム法廷の設置を認める王令が公布され⁽⁴⁴⁾、そこでは宗教裁判所の事物管轄は婚姻事件と相続事件に限定されていた⁽⁴⁵⁾。1930年代にはオランダによるイスラム法改革に基づき南ボルネオに新たに宗教裁判所が設立されるとともに、ジャワ・マドゥラ、南ボルネオのそれぞれの宗教裁判所からの控訴を扱う控訴裁判所が整備されるなど裁判所の充実がはかられた⁽⁴⁶⁾が、その一方で、相続事件の管轄を民事裁判所に移し、宗教裁判所の管轄は縮小された⁽⁴⁷⁾。インドネシアの独立後もこれらは維持された⁽⁴⁸⁾。その後、1950年代には、当初は省令により、後には政令により、着実に宗教裁判所の整備を行った⁽⁴⁹⁾。そして1989年には宗教裁判法を制定して、民事・行政の両裁判所と同等の存在として宗教裁判所を位置づけた⁽⁵⁰⁾。現在では、宗教裁判における司法権力は最高裁判所を最高国家裁判所として頂点にするものとされ⁽⁵¹⁾、宗教裁判所の判決に対する上訴は他の裁判所についてと同様、最高裁判所が取り扱うものとされている⁽⁵²⁾ので、法解釈の統一は少なくとも制度レベルでは達成されたということになる。また、裁判所に対する司法行政面での監督については、かつて宗教裁判所についてはイスラム勢力の圧力もあり宗教省の監督に服していたが、1999年の司法権力基本法改正により最高裁判所に権限が移行された⁽⁵³⁾。この方面でも、他の裁判所と宗教裁判所の足並みがそろったと言えよう。

ただし、法解釈の担い手としての法曹の資格について若干気になることがある。というのは、2003年に制定された弁護士法⁽⁵⁴⁾では、通常の法学

部を卒業した法学士に加えて、法学部とは異なる教育課程のシャリア学士に対しても弁護士資格の取得を認めている⁽⁵⁵⁾。また、判事任官のための学歴要件についても、宗教裁判所についてはシャリア学専攻の法学士のほかシャリア学士でもよいとしている⁽⁵⁶⁾。シャリア学士号を得るためのカリキュラムに関する情報を十分に得ていないので可能性の示唆程度しかできないのだが、現時点で入手し得た情報⁽⁵⁷⁾によれば、大学でシャリア学士を取得するためのカリキュラムには、イスラム法学に関する科目を含む場合が多いようではあるものの、法学部で法学士を取得する場合と異なり、体系的な法学の修得は目指されていないように感じる。とすれば、法学士号を取得した判事・弁護士と、シャリア学士号を取得した判事・弁護士の間で、一般的な法の運用能力に関して何らかのギャップが生まれる可能性は決して低くないようにも思われる。しかも、インドネシアには法科大学院のような制度はないようなので、そのギャップが埋まらないままそれぞれの業務に就く可能性を考えると、法解釈の一貫性や法的安定性の点で問題を生じるような事態の発生が懸念される。

Ⅶ 結びに代えて

諸般の事情により、今回の考察はここまでとし、以下は次号に継続とするが、インドネシア家族法については、引き続き検討したい点がある点があるので、ここで示しておきたい。

第一に、養子縁組の問題がある。イスラム法は養子縁組を禁止している、というのが一般的な認識であるものと思われるが、実際にはそれほど単純な問題ではない。そもそもイスラムでは、孤児や寡婦の保護が重要な課題とされていたのであり、孤児を引き取って養育することはむしろ奨励されていたはずである。そのことと、養子縁組の禁止とがどう結びつき、かつ、子の福祉の観点といかに両立させることができるのか、イスラム以外の養子縁組制度とのバランスはどうなっているのか、具体的な制度を題

材にしながらか検討したい。

第二に、相続の問題がある。イスラム法の相続制度は実に複雑であるが、全体的に男性優位、女性差別との批判を受ける場合が多いように思われる。しかし、イスラム法秩序の中でも様々な議論があり、両性平等の理念を組み込む努力もなされている。そのあたりを具体的な例に即して検討してみたい。

今回もそうだが、インドネシア法を分析しようとする、どうしてもイスラム法との関係を抜きにして語れない部分がある。筆者はイスラム法の専門家ではないので、どの程度の分析ができていくか心もとないところであるが、あくまで人際家族法研究者からのアプローチとして、今後もさらに検討を進めたいと考える。

注

- (1) 中央学院大学総合科学研究所紀要第9巻第2号(1994)、後に拙著『国際家族法研究』(成文堂・2015)第2部第6章(117頁～146頁)として転載。
- (2) 同上・拙著125頁～126頁。
- (3) 石井米雄他監修『東南アジアを知る事典』(平凡社・1986)436頁。
- (4) 同上439頁。人口はその後にも増加し、2015年のインドネシア政府統計では約2.55億人となっている(外務省サイトより)。
- (5) 同上437頁。
- (6) Adriaan Bedner and Stijn van Huis, Plurality of marriage law and marriage registration for Muslims in Indonesia: a plea for pragmatism, *Utrecht Law Review* Vol. 6 Issue 2 (2010) p. 176 参照。
- (7) 石井・前掲注3・439頁～440頁。
- (8) 同上441-442頁。
- (9) Charleston C.K. Wang, *Legal Pluralism in Indonesia: Anachronism or An Idea whose Time Has Come?* (2001) p. 1. 本稿は www.wanglaw.net/files/indonesial.pdf に公開されている(2016年9月27日最終確認)。
- (10) インドネシア憲法の条文については、ICD NEWS 第10号(2003)に掲載された仮訳を参照した。
- (11) 柳橋博之編著『現代ムスリム家族法』(日本加除出版・2005)93頁～94頁。なお同書には、その一部(1974年婚姻法、イスラム法集成、宗教裁判

- 法など)の日本語訳が掲載されており、本稿でも当該法令の条文についてはその訳に依拠している。また、その中でも本稿のテーマとの関係で特に重要な1974年婚姻法については、かつて筆者も当時入手した英文文献(その後紛失したため現在では手元にない)に基づいて若干の分析を試みたことがある。拙稿「インドネシア婚姻法と家族法の統一」中央学院大学法学論叢12巻1号45頁(1998)。
- (12) 同上(柳橋)105頁以下。なお、その利用に関する大統領令1991年第1号及び宗教大臣決定1991年第154号の日本語訳が同上(柳橋)187頁以下に収録されている。
- (13) 同上103頁以下。宗教裁判所は植民地時代から存在していたが、1970年の司法権力基本法及び1989年の宗教裁判法によって整備された。イスラム裁判所の歴史的経緯については、Mark E.Cammack and R.Michael Feener, *The Islamic Legal System in Indonesia*, *Pacific Rim Law & Policy Journal* Vol. 21 No. 1 p. 14- 参照。
- (14) 注1及び注11参照。
- (15) ちなみに同法の解説(これも法の一部と見なさねばならない。柳橋・前掲注11・96頁)では、この66条は「自明」とされており、それ以上の説明は加えられていない。
- (16) 拙稿・前掲注1・126頁参照。
- (17) *Andy Vony v. the State*, the decision of the Supreme Court No. 1400 K/Pdt/1986, 1989年1月20日判決。
- (18) 本稿での紹介は、Ranto Lukito, *Legal Pluralism in Indonesia - Bridging the unbridgeable* (Routledge, 2013) Chapter 5 (p. 162-167)に基づく。
- (19) *ibid.* at p. 162.
- (20) Kantor Urusan Agama。婚姻については宗教婚の登録を担当する。
- (21) Kantor Catatan Sipil。婚姻については民事婚の登録を担当する。
- (22) イスラム法によれば、イスラム教徒の女性はイスラム教徒以外の男性とは婚姻することができないものとされてきた(コーラン2章221節、イスラム法集成第44条。前者についてはLukito, *supra* note 18, at p. 163、後者については柳橋・前掲注11・200頁)ため、KUA及びKCSの判断の根拠もその点にあるものと思われる。
- (23) 上に示したイスラム法上の根拠に加えて、新約聖書(第二コリント人への手紙6章14節)も交際婚を禁止していると裁判官は理解していたようである(Lukito, *supra* note 18, at p. 163)。
- (24) *ibid.* at p. 164.

- (25) 柳橋・前掲注11・113頁。
- (26) ただし、当事者の一方が改宗することにより表面上同一宗教の信者どうしの婚姻の形をとることや、婚姻法第56条の規定に従い海外で婚姻することは可能である (Law Library of Congress / Research & Reports / Legal Reports / Indonesia: Inter-Religious Marriage. (<http://www.loc.gov/law/help/religious-marriage.php> にて2016年8月26日に最終確認)。ただ、そのような改宗や海外での婚姻がインドネシア法ないし宗教の立場から言って問題ないと言い切れるのか、若干の懸念を感じなくもない。
- (27) Lukito, *supra* note 18, at p. 164.
- (28) *ibid.* at p. 166.
- (29) *ibid.* at p. 167 が本判決の結論として示すのも同趣旨である。
- (30) 1974年婚姻法の制定過程において、イスラム組織からの強力な抵抗があり、法案の修正を余儀なくされたとの分析がある (Bedner & Huis, *supra* note 11, at p. 179.) が、それは婚姻法を制定しようとする国家の側が、イスラム法の側の動きに十分配慮することができず、いわばソフトランディングに失敗したためだ、とは言えないであろうか。この点はさらなる慎重な検討を要するように思われる。
- (31) 例えば、社会保障制度が不備だった状況で、戦争による寡婦を保護するために認められた一夫多妻、夫による離婚の濫用を抑止するために回数制限などを組み込んで制度化されたタラーク離婚、孤児の保護をも考慮しつつ義務的遺贈とのバランスの上で成り立っている養子縁組の禁止など。
- (32) 何人の妻まで認められるのか、について婚姻法は明示していないが、イスラム法集成55条では、伝統的なイスラム法の考え方に沿って、明確に「4人まで」としている。
- (33) 柳橋・前掲注11・113頁。
- (34) 柳橋・前掲注11・113頁以下、Jan Michiel Otto ed., *Sharia Incorporated, A Comparative Overview of the Legal Systems of Twelve Muslim Countries in Past and Present* (Leiden University Press 2010) pp. 467-.
- (35) 妻 (たち) に同意が求められ得なかったり、契約の当事者になることができなかつたり (心神喪失・意思無能力などを想定しているものと考えられる)、もしくは少なくとも2年以上の間妻の消息がない、又は裁判官の判断を得る必要のある他の事由による場合、と規定されている。
- (36) Otto ed., *supra* note 24, at p. 465.
- (37) 柳橋・前掲注11・137頁以下。
- (38) ただし個々の離婚原因については疑問を感じる部分もあり、また運用次

第でどの程度妻の利益を保護できるかは変わってくるため、規定のみでは何とも言えない部分が残るのは事実である。

- (39) Bedner and Huis, *supra* note 6, at p. 179.
- (40) 柳橋・前掲注11・151頁以下。
- (41) 本政令の解説によれば、妻がその災難に見舞われたという事由で離婚をする文民公務員はよい模範を示さない、また、複婚との関係でも、許可を得るための条件としても不十分であり、他の累加的条件が揃わなければならない（10条2項）とされる。
- (42) まず選択的条件として、①妻が妻としての義務を遂行することができないこと、②妻が治癒不能な身体的障害もしくは疾患を負ったこと、または③妻が子孫を出産できないこと。次に累加的条件として、①妻からの書面での同意があること、②その男性文民公務員は複数の妻及びその子たちの費用を賄う十分な収入があることを所得証明書で証明すること、及び③その文民公務員が妻たち及びその子たちに対して公平な態度をとるという書面での保証があること、が挙げられている。
- (43) 柳橋・前掲注11・103頁。政府もそのような問題を自覚していたからか、本政令の解説（柳橋・前掲注11・163頁）では「文民公務員の婚姻や離婚には事前に国家官僚により許可を得る必要を定めるこの規定は、その婚姻離婚の制度そのものに適用される規定を妨げるものではない。」としているが、法律の認めない追加的要件を課すこと自体が法律の規定を妨げているとも言えるのであって、若干苦しい言い訳のようにも聞こえてしまう。
- (44) Cammack and Feener, *supra* note 13, at p. 14. それ以外の地域では、婚姻事件や相続事件の扱いは地方当局の管轄に服していた。詳しくは *ibid.* at P. 16.
- (45) *ibid.* at p. 15.
- (46) *ibid.* at p. 15.
- (47) *ibid.* at p. 15-16.
- (48) 1948年には宗教裁判所を廃止し民事裁判所に吸収することを求める法律が制定されたが、革命期の混乱の中、施行されずに終. わったようである。
- (49) Cammack and Feener, *supra* note 13, at p. 17.
- (50) *ibid.* at p. 18.
- (51) 1989年宗教裁判法3条2項、柳橋・前掲注11・167頁、解説でも同179頁に同趣旨の説明がある。
- (52) Cammack and Feener, *supra* note 13, at p. 23. 1970年の司法権力基本法で採用され、1989年の宗教裁判法で再確認された。

- ⑤③ *ibid.* at p. 25-26. ただし、宗教省などの抵抗により、実際の権限移行は2004年にまでずれ込んだ。
- ⑤④ 2003年法律18号。以下この点については、島田 弦「インドネシアにおけるシャリア適用の変化：アチェ州における事例を中心に」社会体制と法 14号（2014）38頁を参照した。
- ⑤⑤ 同上、「インドネシア宗教裁判所管轄事項の変化とその問題点」（「社会体制と法」研究会2012年度研究総会、2012年6月1日・立命館大学）3頁。
- ⑤⑥ 同上（社会体制と法）2頁。
- ⑤⑦ 具体的には、サウジアラビアの大学を知ろう大学ガイドブック（saudiculture.jp/ebooks/Saudi_University.pdf）。2016年9月29日最終確認。